

助成型<2024年度 秋期募集> 「みんなの寄付」助成金申請要項

1. 助成対象

当財団が定款第4条第3項に定める「日本のオペラ文化を高めるための人材や才能を教育ならびに支援する事業」の遂行を目的として、国内外にて活動するオペラ芸術・クラシック音楽文化の発展・振興に寄与する活動を助成します。

2. 申請資格

- ・日本国籍または日本の永住資格を有する音楽家。(オペラ歌手、クラシック演奏家等)
- ・音楽大学卒業または同程度の実力を有している者。
- ・音楽活動にて生活(生計)が成り立っている、あるいは成り立たせようとしている者。
※プロを目指しているが、現在は事情により他の職業に従事していても可とする。
- ・クラシック音楽の振興と発展に寄与する意思がある者。
- ・今後の活動に関して具体的な計画・目標があり、支援を必要としている者。
- ・性別、年齢不問、所属団体は考慮しない。※未成年は保護者の同意を必要とする。

3. 助成内容

一回の助成につき最大支給額は30万円まで。1回の募集につき申請は1度に限りませんが、次回以降、何度でも申請可能です。ただし、一度給付を受けた方は次回以降の優先順位が低くなりますので、予めご了承ください。

4. 申請方法

ホームページ掲載のGoogleフォームより申請してください。申請には以下のものが必要です。

- ・申請書(ホームページ掲載の書式をダウンロードしてお使い下さい)
- ・収支予算書(同上)
- ・演奏動画(YouTubeへ3分程度の任意の楽曲をアップロードし、そのURLをGoogleフォーム内の指定箇所に記入して下さい)
- ・活動実績の資料(形式自由。チラシや演奏写真など)
- ・顔写真(宣材写真や過去3か月以内に撮影したもの1点)

5. 受付期間

2024年8月8日～2024年8月22日

※申請対象となるのは2024年11月～2025年4月末までの活動に限ります。

2025年5月以降の活動については次回以降の申請となります。ただし、実施期間が半年以上要する活動など、特別な事情がある場合はご相談下さい。

6. 選考

選考は、さわかみオペラ芸術振興財団内に設置する選考委員会において行います。

■選考の流れ

第一次審査

- ・書類審査: 助成金希望理由、活動計画(コンサート、レッスン、留学、普及など)、希望金額等
- ・実技審査: Googleフォームより提出された演奏動画で審査します。ご自身の実力が最大限発揮できる楽曲を

提出して下さい。

第二次審査（第一次審査通過者）

- ・面接審査：【面接方法】対面での面接が基本ですが、遠方の方や希望者はWEB面接も実施します。

【面接日程】2024年9月17日、18日、19日

※Googleフォームで申込み際に面接方法と日程を選択してください。なお、申請後の変更はできません。予めご了承ください。

※当財団記録用として、当日の様子を撮影させていただきますので、ご了承ください。

■申請の注意事項

- ・選考参加のための費用は、全て本人負担とします。
- ・活動の詳細が確定していない場合も応募は可能ですが、目的・内容は出来るだけ具体的にご記入のうえ未確定なものは（予定）と明記してください。

■選考結果について

- ・選考結果は、当財団のホームページ等で発表します。
- ・選考経過や審査結果等のお問い合わせに関しましては、応じかねますので、ご遠慮ください。
- ・応募者、応募内容については公表しません。

7. 助成金

- ・選考通過者には別途、決定した助成金額とともに通知します。（10月中旬以降を予定）
- ・助成金額は、希望額とは限りません。

8. 助成活動の実施（延長・中止）

- ・助成活動の実施に際し、助成金による助成活動である旨を明示するため、当該活動の広報物（ウェブサイト、チラシ、ポスター、プログラム、SNS等）には、「助成 公益財団法人さわかみオペラ芸術振興財団 みんなの寄付」と明記していただきます。
- ・合格者は、申請通りに活動を実施することが前提ですが、やむを得ない理由により活動が行えない場合、または変更が生じた場合は速やかに事務局へ報告し、変更承認申請書をご提出ください。理事長の承認が下りた場合のみ6か月を目途に実施期間延長を許可します。6か月後の実施も難しい場合、または活動の変更を希望する場合は、当財団が定めた期間内に最初の案に準ずる第二案を提出いただきます。理事長の第二案の承認が下りた場合は、更に6か月の延長期間を許可します。（最大1年の延長）。
- ・延長対象となった活動については、事務局より申請者が実施に向けての準備が進んでいるかなど管理、促進を行います。

9. 助成金の返還

下記、(1)～(6)の事項が発生した場合は、助成の取消または助成金の返還（全額あるいは一部）を求めます。

- (1) 活動の実施が不可能となったときや第二案が承認されないとき。
- (2) 経費が助成金を下回ったとき
- (3) 申請書の記載や助成金の使用用途に虚偽があったとき。
- (4) 助成金を目的以外の用途に使用したとき。
- (5) 暴力団等の排除に関する誓約書（合格後配布）に違反するとき。
- (6) 助成対象者として不適当な活動を行ったとき。

10. 報告義務

- ・助成対象活動終了後、1か月以内に成果を活動完了報告書にまとめ、会計報告書とともに提出してください。報告内容は当財団ホームページ等に掲載します。申請活動当日の様子を撮影した映像や画像も併せて提出していただきます。
- ・報告書が提出されない場合、以後の当財団助成制度の応募資格を停止し、助成金の返還を求めることがあります。
- ・助成活動に関する領収書の提出は原則不要としますが、必ず原本の保管をお願いします。報告内容により、領収書の提出を求める場合があります。(保管期間は7年)

11. 個人情報の取り扱いについて

- ・提出された個人情報は、選考審査の実施に必要な範囲に限り使用させていただくとともに、法令の定めるところに従い適正な取扱いを行います。
- ・当財団は、実技審査を含めた当日の様子の録音・録画等を行うことがあります。当該録音・録画に含まれる肖像・音声等については、当財団の活動記録及び広報・プロモーションの目的で使用します。
- ・申込者は、当財団が肖像・音声を無償で使用することを承諾した上で、本選考に申し込まれます。

問合せ先

送付先 〒102-0082 東京都千代田区一番町 29-2 進興ビル 4階
公益財団法人さわかみオペラ芸術振興財団 「みんなの寄付」担当

その他不明な点は、事務局までお問い合わせください。

メール：entry@sawakami-opera.org

電話：0570-023-223 (平日 10時～17時 土日祝休)